

# 自立支援教育訓練給付金のご案内

## 1 自立支援教育訓練給付金とは

### ● 内容

母子家庭の母または父子家庭の父が、仕事に就くために必要な資格取得や能力開発をするために対象の教育訓練を受講する場合に受講料の一部を給付する事業です。

### ● 支給対象者

県内の町村に居住している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 現に 20 歳未満の児童を扶養している方
- (2) 県保健福祉事務所の母子・父子自立支援員との相談のなかで「自立支援教育訓練給付金自立計画書」を作成し、自立に向けた支援を受けている方
- (3) 県保健福祉事務所の母子・父子自立支援員との相談を通じて、教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められる方
- (4) 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- (5) 高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）の貸し付けを受けていない方

### ● 対象講座

- ・雇用保険制度の一般教育訓練指定講座、特定一般教育訓練指定講座及び専門実践教育訓練指定講座が対象となります。
- ・指定講座は、教育訓練講座検索システム（[www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/](http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/)）でご覧になれます。

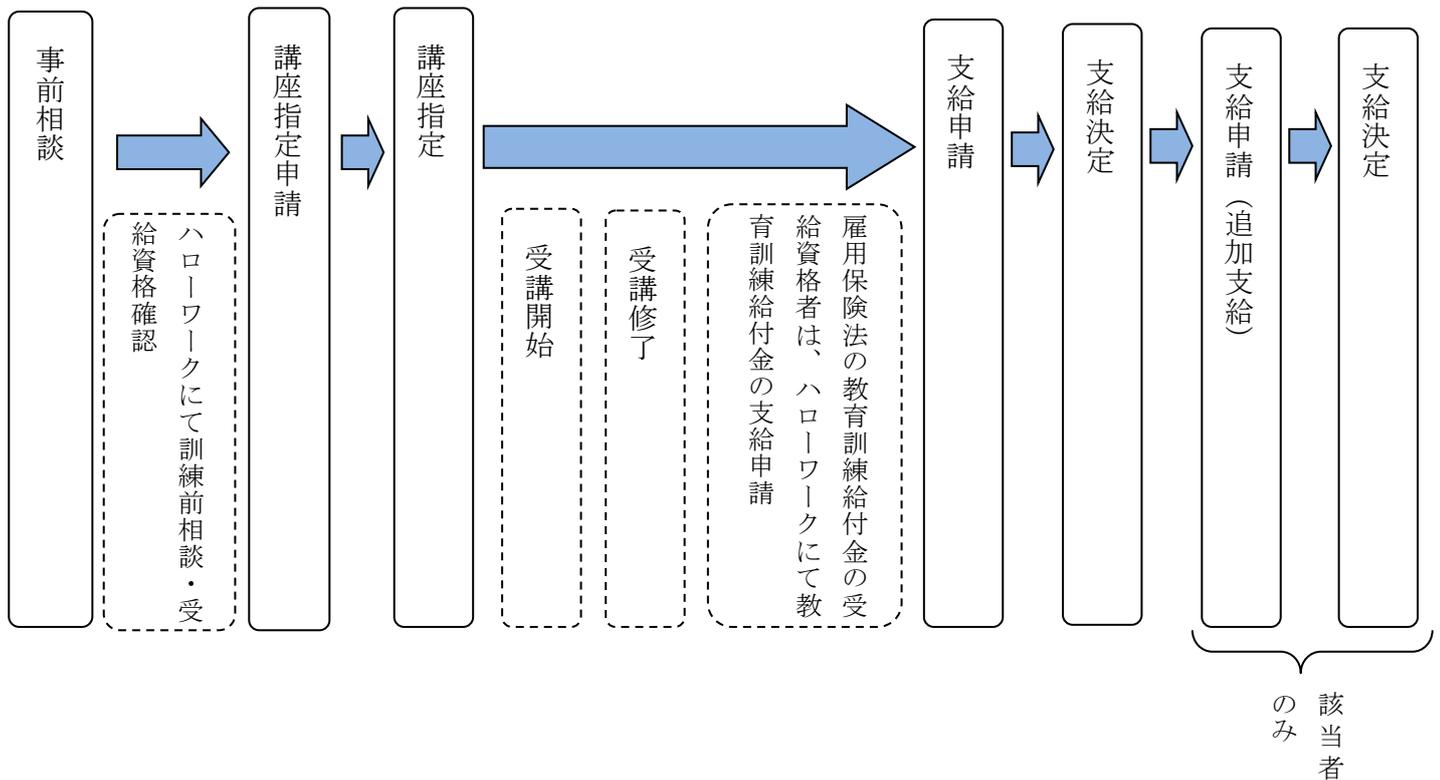
### ● 支給額

	教育訓練給付金の受給資格がない場合の支給額	教育訓練給付金の受給資格がある場合の支給額	支給上限額
一般教育訓練講座	受講費用の 60%	受講費用の 60%から一般教育訓練給付金の支給額を除いた額	200,000 円
特定一般教育訓練講座		受講費用の 60%から特定一般教育訓練給付金の支給額を除いた額	
専門実践教育訓練講座		受講費用の 60%から専門実践教育訓練給付金の支給額を除いた額	
専門実践教育訓練講座 (受講修了後、資格取得し、1年以内に就職等した後)	受講費用の 25% (追加支給)	受講費用の 85%から専門実践教育訓練給付金の支給額を除いた額	600,000 円×修業年数

※支給額が 12,000 円を超えない場合は支給されません。

※支給額算定により端数が生じた場合には、小数点以下は切り捨てます。

## 2 申請・手続きの流れ



### ● 事前相談

給付金の支給を受けるには申請前に事前相談が必要です。事前相談では支給の必要性や要件等の確認を行い、申請が必要となる方については「自立支援教育訓練給付金自立計画書」を作成します。

### ● 講座指定申請

講座受講開始の 20 日前までに、「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」とともに下記書類を県保健福祉事務所に提出してください。また、専門実践教育訓練を受講し、雇用保険の受給資格がない給付対象者については、6 か月ごとに分けて支給を受けることもできますので、事前にご相談ください。

- ① 申請者及びその児童の戸籍謄本（または抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写※
- ③ 同意書（※②を添付しない場合は、県審査につき住民票情報を取得することについて世帯全員の同意）
- ④ 自立支援教育訓練給付金自立計画書
- ⑤ 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークにて取得してください）
- ⑥ 講座開始日及び講座内容が確認できる書類（受講申請書、パンフレット等）

### ● 講座指定

県子ども家庭課において支給要件等の審査を行い、対象講座指定の可否を決定します。対象講座として指定した場合には、県子ども家庭課から申請者あてに受講対象講座指定通知書を送付します。

### ● 支給申請

期日までに「自立支援教育訓練給付金事業支給申請書」とともに下記書類を県保健福祉事務所に提出してください。

**【ハローワークでの受給資格がない方・一般教育訓練給付金の受給資格がある方】**

受講修了日から起算して 30 日以内

## 【特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方】

ハローワークからの支給金額が確定した日から 30 日以内

- ① 申請者及びその児童の戸籍謄本（または抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写※
- ③ 同意書（※②を添付しない場合、県審査につき住民票情報を取得することについて世帯全員の同意）
- ④ 自立支援教育訓練給付金自立計画書
- ⑤ 受講対象講座指定通知書
- ⑥ 神奈川県母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業教育訓練修了証明書（様式第 4 号、教育訓練施設の長が発行）
- ⑦ 教育訓練施設の長が、受講者本人に支払った教育訓練経費について発行した領収書
- ⑧ 雇用保険の教育訓練給付金受給者は「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」（ハローワークにて取得してください）
- ⑨ （専門実践教育訓練指定講座受講者で資格取得等をし、修了後 1 年以内に就職等した場合）申請者が資格を取得したことを証明する書類（資格証明書等）
- ⑩ （専門実践教育訓練指定講座受講者で資格取得等をし、修了後 1 年以内に就職等した場合）申請者が資格を生かした就職等をしたことを証明する書類（雇用証明書等）

### ● 支給決定

県子ども家庭課において支給可否の審査を行い、支給の可否を決定した後、同課から申請者あてに決定通知書を送付します。

### ● 追加支給申請（専門実践教育訓練指定講座受講者で該当する方のみ）

#### 【専門実践教育訓練指定講座受講者でハローワークでの受給資格がない方】

資格取得等をし、修了後 1 年以内に就職等した日から 30 日以内に「自立支援教育訓練給付金事業支給申請書（追加支給用）」とともに下記書類を県保健福祉事務所に提出してください。

- ① 申請者及びその児童の戸籍謄本（または抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写※
- ③ 同意書（※②を添付しない場合、県審査につき住民票情報を取得することについて世帯全員の同意）
- ④ 自立支援教育訓練給付金自立計画書
- ⑤ 受講対象講座指定通知書
- ⑥ 神奈川県母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業教育訓練修了証明書（様式第 4 号、教育訓練施設の長が発行）
- ⑦ 教育訓練施設の長が、受講者本人に支払った教育訓練経費について発行した領収書
- ⑧ 申請者が資格を取得したことを証明する書類（資格証明書等）
- ⑨ 申請者が資格を生かした就職等したことを証明する書類（雇用証明書等）

### ● 支給決定

県子ども家庭課において支給可否の審査を行い、支給の可否を決定した後、同課から申請者あてに決定通知書を送付します。

## 3 留意事項

- 対象講座の指定を受ける前に受講開始した場合は、給付金が支給されません。必ず受講開始前にご相談ください。

- 期日までに支給申請がない場合は、給付金が支給されませんのでご注意ください。
- 支給申請時に領収書が必要ですので、必ず保管しておいてください。
- マイナンバー法(※1)により、申請書にマイナンバーの記載と、本人確認のための書類(※2)の提示等が必要となります。

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ※2 「個人番号カード」等

- 6か月ごとに分けて支給を受ける場合は、支給申請書類や教育訓練施設の長が発行した受講証明書等を6か月ごとに提出する必要があります。
- 対象講座の指定後に受講を取りやめた場合や受講を途中で中止した際は、県保健福祉事務所または県子ども家庭課にご連絡ください。
- 母子家庭の母または父子家庭の父ではなくなる、神奈川県内の町村域に住所を有しなくなる等、支給要件を満たさなくなった場合は、県保健福祉事務所または県子ども家庭課にご連絡ください。

#### 4 相談・申請窓口

詳しい内容等や事前相談については、お住まいの町または村を所管する県保健福祉事務所、または神奈川県福祉子どもみらい局子ども家庭課家庭福祉グループ（045-210-1111 内線 4672）にお問い合わせください。

名称	電話番号	所在地	所管地域
平塚保健福祉事務所	0463-32-0130	平塚市豊原町 6-21	大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 茅ヶ崎支所	0467-85-1173	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7	寒川町
鎌倉保健福祉事務所	0467-24-3900	鎌倉市由比ガ浜 2-16-13	葉山町
小田原保健福祉事務所	0465-32-8000	小田原市荻窪 350-1	箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	0465-83-5111	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	046-224-1111	厚木市水引 2-3-1	愛川町、清川村

※市にお住まいの方は、各市のひとり親家庭福祉主管課にお問い合わせください。